

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年5月25日（令和3年（行情）諮問第208号）

答申日：令和5年12月28日（令和5年度（行情）答申第590号）

事件名：「新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている論文（クローン化に成功しているもの）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年2月15日付け厚生労働省発健0215第28号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

国立感染症研究所HP研究情報を見ましたが、査読後の「新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている論文（クローン化に成功しているもの）」を見つけることができませんでした。論文には実験材料や実験方法も記載されている筈です（私の探し方が悪いのでしょうか？もし、論文がないのであれば、論文なしと書いていただければあきらめます。）。

（2）意見書

諮問庁には感染症の専門家がいまいませんね。分離と単離の違いを理解できていません。分離というのは培養細胞に分け取ったというだけで、まだコロナウイルス以外のいろんなウイルスが混じっている状態です。単離（クローン化）というのは、分離したものを純化していったコロナウイルスだけにした状態です。国立感染症研究所HPは、いろんなウイルスが混じっている状態で撮られた電子顕微鏡写真ですので、これがコロ

ナだと言われても信憑性がありません。別のウイルスの可能性もあります。単離（クローン化）して、コロナだけにした後の写真であれば、別のウイルスは混じり込んでいませんので、写っているものは、確かにコロナでしょう。

厚生労働省の返答が遅いので、単離（クローン化）成功論文を入手したい私は、国立感染症研究所の方にも開示請求をしました。その回答のコピーを同封します。国立感染症研究所は、単離（クローン化）成功論文は保有していないと言っています。それなのに厚生労働省の方が、国立感染症研究所HPにクローン化に成功している論文があると主張するのは、明らかにおかしいです。

私が開示請求したものは、論文です。HPの写真が見たいわけではありません。クローン化（単離）に成功しているものです。分離成功ではありません。厚生労働省にクローン化成功論文がないならいであきらめますので、論点をすり替えないでください。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和2年12月16日付けで、厚生労働大臣に対して、法3条の規定に基づき、「新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている論文。（クローン化に成功しているもの）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和3年2月15日付け厚生労働省発健0215第28号により全部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、原処分の文書の特定に不服があるとして、同年2月22日付け（同月24日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める文書として本件対象文書を特定し、開示決定をした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

原処分において処分庁が特定した本件対象文書は、国立感染症研究所が新型コロナウイルスの分離に成功したことを国立感染症研究所HPにおいて公表した際の公表文書である。この文書は、国立感染症研究所が分離に成功した新型コロナウイルスの電子顕微鏡写真像が掲載されるなど、新型コロナウイルスが存在することを科学的に示す文書であり、開示請求時点において、処分庁が保有していた唯一の本件請求文書に該当する文書である。

一般に、「論文」とは、「意見を述べて議論する文章。特に、学術研究

の成果を筋道立てて述べた文章」（岩波国語辞典（第七版新版））とされており、本件対象文書は必ずしも「論文」には当たらないかもしれないが、処分庁としては、請求内容の「新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている」文書という点を捉えて、国立感染症研究所が研究の結果を発表した本件対象文書を全部開示する原処分を行ったところであり、諮問庁としても処分庁の判断が必ずしも不当だったとは考えない。

4 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求理由」の中で、「査読後の」「論文には実験材料や実験方法も記載されているはずです」と主張しているが、開示請求時点では、査読を経て学術論文に掲載された論文を求めるとの記載はなく、本件対象文書の特定に係る諮問庁としての主張は、上記3で述べたとおりである。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月23日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和4年10月13日 審議
- ⑤ 令和5年9月8日 審議
- ⑥ 同年12月7日 審議
- ⑦ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがある旨主張しているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書を特定したことについて、理由説明書（上記第3）において、①本件対象文書は論文でないかもしれないが、審査請求人の請求内容の「新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている文書」である点を捉えて文書を特定したものであり、また、②開示請求時点では、審査請求人は「査読を経て学術論文に掲載された論文」の開示を求めるとの記載もないので、原処分の文書特定は妥当である旨説明している。

しかしながら、当審査会において、諮問書に添付されている審査請求人記載の開示請求書を確認すると、審査請求人は、新型コロナウイルスの分離に成功している論文ではなく、「クローン化（単離）に成功しているもの」の開示を求める旨を明示しており、審査請求書及び意見書でも、本件対象文書はクローン化（単離）に成功している論文ではないので、文書の特定に誤りがある旨を主張している。

また、審査請求人は、本件審査請求を提起後、別途、国立感染症研究所に本件開示請求と同様の「新型コロナウイルスの単離（クローン化）に成功している科学論文」の開示請求を行ったところ、当審査会への諮問後に同研究所から「開示請求に係る行政文書を保有していない」として不存在を理由とする不開示決定を受けたことから、同研究所において「新型コロナウイルスの単離（クローン化）に成功している科学論文」を保有していないことは明らかであり、それにもかかわらず、諮問庁において、本件対象文書が本件請求文書に該当する旨説明することは、論点のすり替えであると主張している。

(2) そこで、上記(1)を踏まえ、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して、①本件対象文書が、審査請求人が開示を望む「新型コロナウイルスの単離（クローン化）に成功している科学論文」であると解することのできる根拠（別件開示請求を受けて、国立感染症研究所が「新型コロナウイルスの単離（クローン化）に成功している科学論文」を保有していないとしているにもかかわらず、同研究所のウェブサイトに掲載されている本件対象文書をもってして本件請求文書に該当する文書であると解することのできる根拠）、②本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するのであれば、当該文書名及び当該文書の当審査会への提示を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 原処分時には、なるべく対象文書を広く捉えた上で決定を行うことが適当と考え、判断したものである。

イ しかしながら、審査請求人の別件開示請求に対して、国立感染症研究所はこのような論文を保有していない旨の決定を行っており、開示請求の時点において、厚生労働省も、新型コロナウイルスの単離（クローン化）に成功している科学論文を保有していない。

ウ なお、今回、審査会から照会を受けたことを契機に、念のため、関係があると思われる部署のキャビネット、書庫や共用フォルダ等を探索・確認したが、新型コロナウイルスの単離（クローン化）に成功している科学論文は発見されていない。したがって、上記イのように、開示請求時点でも同様であったと考えている。

(3) 上記の説明及び上記(2)イの国立感染症研究所の決定内容を踏まえ

れば、厚生労働省において、新型コロナウイルスのクローン化（単離）に成功している科学論文を保有しているとは認められない。

しかしながら、本件審査過程を踏まえると、原処分を取り消して改めて対象となる文書を保有していないとして不開示決定をすべき意義はなく、あえて原処分を取り消すには及ばない。

本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことは妥当であるとはいえず、本来、本件開示請求に対しては、新型コロナウイルスのクローン化（単離）に成功している論文を対象とし、不存在を理由に不開示とすべきであったものであるが、本件対象文書の外に特定すべき文書を保有していないという意味で、原処分は結論において妥当であるといわざるを得ない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、結論において妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

新型コロナウイルスの存在が科学的に証明されている論文（クローン化に成功しているもの）

2 本件対象文書

国立感染症研究所が新型コロナウイルスの分離に成功したことを同研究所ウェブサイトにおいて公表した際の公表文書（2020年1月31日付けの研究情報「新型コロナウイルス：国立感染症研究所が開発した細胞で分離に成功」）